

○国土交通告示第千五百五十四号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第十八条第一項から第三項の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の特例に関する告示を次のように定める。

平成二十九年十二月八日

国土交通大臣 石井 啓一

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の特例に関する告示

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号。以下「法」という。）第六十三条の三第一項の規定によりされた届出（以下「リコール届出」という。）のうち当該リコール届出に付された番号が次の各号に掲げるものに該当するものに係る自動車であつて、当該リコール届出に係る改善措置が講じられていないものについては、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）第百七十八条第一項、第八項及び第九項の規定にかかわらず、法第五十九条第一項の新規検査、第六十二条第一項の継続検査、第六十三条第二項の臨時検査、第六十七条第三項の構造等変更検査又は第七十一条第一項の予備検査において、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第百七十八条第一項、第八項及び第九項に規定する基準に適合しないものとして取り扱うものとする。ただし、当該リコール届出に付された番号が第三十四号、第四十二号、第四十三号、第四十七号又は第四十八号に掲げるものに該当するリコール届出に係る自動車であつて、平成二十三年四月一

日以降に製作されたものについては、この限りでない。

一	2565
二	2567
三	2568
四	3139
五	3140
六	3141
七	3142
八	3369
九	3375
十	3376
十一	3381
十二	3382
十三	3427
十四	3456
十五	3471

十六	3474
十七	3475
十八	3483
十九	3489
二十	3492
二十一	3493
二十二	3502
二十三	3563
二十四	3564
二十五	3565
二十六	3567
二十七	3568
二十八	3569
二十九	3571
三十	3576
三十一	3578

三十二	3579
三十三	3580
三十四	3581
三十五	3582
三十六	3586
三十七	3588
三十八	3590
三十九	3591
四十	3592
四十一	3601
四十二	3605
四十三	3610
四十四	3638
四十五	3674
四十六	3696
四十七	3758

四十八 3769
四十九 3770
五十 外-1602
五十一 外-1622
五十二 外-1651
五十三 外-1652
五十四 外-1804
五十五 外-1805
五十六 外-1918
五十七 外-1919
五十八 外-1933
五十九 外-2058
六十 外-2059
六十一 外-2060
六十二 外-2114
六十三 外-2127

- 六十四 外-2173
- 六十五 外-2174
- 六十六 外-2175
- 六十七 外-2188
- 六十八 外-2189
- 六十九 外-2190
- 七十 外-2207
- 七十一 外-2208
- 七十二 外-2242
- 七十三 外-2243
- 七十四 外-2244

附 則

この告示は、平成三十年五月一日から施行する。